

## 1 目的

平成21年10月から開始した「家庭ごみ有料化」に伴い、経済的負担が特に大きくなる方(生活保護世帯や紙おむつ使用者など)への負担を軽減することを目的に指定収集ごみ袋を交付している。

令和5年度から、3歳未満の乳幼児を養育する子育て世帯への支援を拡充するもの。

## 2 関連条例

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成2年条例第98号)、同施行規則(平成2年規則第65号)、熊本市廃棄物処理手数料の減免及び指定収集袋の交付に関する要綱(平成21年制定)

## 3 制度変更

### (1) 考え方

現在、交付しているごみ袋のサイズ(小15ℓ相当)については、こどもの成長に伴い、より大きなサイズを求める多数の声を頂いており、子育て世帯への支援を拡充するため、交付する袋のサイズ及び枚数を見直す。

### (2) 袋のサイズ及び枚数

制度設計の時点では、紙おむつを対象に、週2回排出する量として小サイズ300枚(4,500ℓ)を設定。

しかし、子育て世帯は、「子育てごみ」※があり、一般の家庭と比較して、ごみの量が多くなる傾向。

➡ **【変更】袋のサイズは一律に中袋(30ℓ相当)へ変更し、交付枚数を最大200枚とすることで、総容量を6,000ℓへ増量。**

	現行	変更(案)
袋のサイズ	小袋(15ℓ相当)	中袋(30ℓ相当)
最大交付枚数(3年分)	300枚	200枚
総容量	4,500ℓ	6,000ℓ

※おしりふき(ウェットティッシュ)、消臭ビニール、ビニール手袋、綿棒、離乳食パック、粉ミルクの箱、ガーゼ、防水シートなど

# 【参考】家庭ごみ有料化に伴う支援措置（一定枚数の指定袋を配布）

## ◆ 支援措置の対象者と配布枚数

令和5年(2023年)2月末 現在

対 象 者	配 布 枚 数
(1) 満3歳未満の乳幼児の養育者	小袋15ℓを月齢に応じて、10～300枚
(2) 高齢者介護用品支給事業及び重度障害者日常生活用具給付事業の紙おむつ受給者	中袋30ℓを年間100枚
(3) 在宅の生活保護世帯	年間70枚 (袋サイズは世帯数に応じて変動)
(4) 在宅で紙おむつを常時使用している要介護3～5の方	中袋30ℓを年間100枚
(5) 在宅で紙おむつを常時使用している身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方	中袋30ℓを年間100枚
(6) 重度障害者日常生活用具給付事業のストーマ用装具受給者	小袋15ℓを年間100枚
(7) 在宅でストーマ用装具を使用している方	小袋15ℓを年間100枚
(8) 在宅で腹膜透析を実施している方	中袋30ℓを年間100枚